

2014年 北海道の最低賃金の取り組み その2（案）

2014. 7. 31（最賃対策委員会）

1. 最低賃金をめぐる情勢

(1)ここ数年の北海道地方最低賃金審議会での議論は、様々な環境変化がある中でも、平成20年答申による「最低賃金法第9条3項の規定に基づき、整合性を図るため生活保護との乖離額を解消する」との確認をもとに進められてきた。

(2)昨年、労働側は、諮問内容を重く受け止め、今後、物価上昇のもとで、特に低所得層（200万円以下の労働者が23%）への十分な配慮が必要であること。「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意した期間が既に過ぎていることから本年度で生活保護費とのかい離22円を解消し、加えて働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求め、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けることを主張した。

しかし、使用者側は、政府方針を重視し過ぎることなく、一定程度の配慮にとどめるべきであることや、近年の特異な最賃引き上げ率を持ち出して、個別企業の支払い能力の限界を強調し、また、生活保護も「逃げ水」の状況が続いており、かい離解消は柔軟に対応すべきと主張し、金額提示では大きな隔たりをもったまま平行線となった。

労使の主張に隔たりが大きく公益委員の調整作業に委ねられる形となり、公益委員より「中賃目安などを考慮する必要もあり、15円の引き上げと生活保護費とのかい離を来年度で解消する」との申し出があった。労働側としては、最低でも昨年度のかい離分(16円)の解消を最後まで主張したが、一步も進まない事態となった。このため、単に時間だけを引き延ばしても発効日が遅れるだけであることや、引き上げに伴う影響率が全労働者で13.5%（昨年12.9%）、パートに至っては33.0%（昨年33.5%）と労働者に与える影響が極めて大きく、また、使用者側の歩み寄りも期待できないことから厳しい判断を迫られたが、最終的に、8月21日18時過ぎ、採決で公益と労働側委員の賛成により、15円引き上げ、734円を決定し労働局長への答申をもって審議会を終了した。

(3)平成26年度北海道最低賃金審議会は6月4日に開始された。7月15日の中賃目安小委員会で示された厚労省資料によると、住宅扶助実績値の増加や可処分所得比率の低下に伴い、生活保護給付水準との逆転現象は、1道から5都道県に拡大。北海道は、7円から11円に乖離が拡大したが、前年同月と対比しかい離幅が大幅に縮小した。

【最低賃金が生活保護を下回っている都道県】

北海道	11円（7円）	宮城県	1円（▲2円）	東京都	1円（▲6円）
兵庫県	1円（▲8円）	広島県	4円（▲3円）		

※（ ）は昨秋の乖離

【最低賃金法】

第二節 地域別最低賃金

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

2. 2014年度最低賃金中賃目安

平成26年度中央最低賃金審議会は、7月1日から4回の小委員会審議(7/1、7/15、7/23、7/28)を経て、7月29日午後に開催された審議会(本審)には小委員報告(別添)をもって報告することとした。

Aランクは19円、Bランクは15円、Cランクは14円、Dランクは13円の目安とし、全国加重平均は16円となった。生活保護水準とのかい離がある北海道を含む5都道府県全てで解消される目安となった。

3. 北海道最低賃金審議会

●審議会本審

第1回 6/4(水)、第2回 7/2(水)、第3回 8/1(金)、第4回 8/12(火)

●運営小委員会(産別最賃)

第1回 7/2(水)、第2回 8/1(金)

●専門部会

第1回 7/25(金) 参考人聴取、第2回8/1(金)、第3回8/4(月)、第4回8/7(木)、第5回8/11(月)、第6回 8/12(火)

(労)フード連合全日糧労働組合 千田 隆朗 書記長

(使)北海道警備業協会 堂前 功 副会長

4. これまでの諸行動

北海道最低賃金審議会のヤマ場に向けて、道民世論の喚起に向けた以下の諸行動に取り組んできた。

(1) 各自治体への意見書提出(議会決議)…46自治体(昨年50自治体)【終了】別紙

(2) 最低賃金の引き上げを求める街頭宣伝行動【2014 北海道最賃情報NO.1～2参照】

①日 時 2014年6月16日(月)、19日(木)8時～8時30分

②場 所 札幌駅前(佐藤水産前)、紀伊國屋書店前

③参加者 延べ42名の組合員でチラシ配布行動

(3) 2014 年度北海道地方最低賃金改正等に関する要請行動【2014 北海道最賃情報NO.3参照】

①日 時 2014年6月27日(金)10時～10時40分

②場 所 第一合同庁舎7階

③参加者 出村事務局長、永田組織労働局長、大磯最賃審議会委員(UAゼンセン)、小倉次長

(4) 審議会の山場に向けてFAX 行動(405通)昨年419通 【終了】※7/23 までの公示に基づく意見書 300 件

①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合などあらゆる組織から、下記宛先へのFAX送付行動

②送付期間 2014年7月3日(木)～7月31日(木)

③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 道幸 哲也 宛

5. 今後の日程

(1) 審議会の動向に合わせた昼休み集会の開催

- ①日 時 2014年 8月 5日(火) 12:20～
- ②場 所 札幌第1合同庁舎前
- ③内 容 主催者あいさつ(要求額と経過)・決意表明
- ④参加者 約100人

(2) 結審に向けた労働局前街宣行動の取り組み

- ①日 時 2014年 8月12日(火) 12:15～
- ②場 所 札幌第1合同庁舎前
- ③内 容 最賃対策委員会による街宣行動、横幕、のぼり

(3) 特定(産業別)最賃の改定に向けて

- ① 9月第3週(9/16頃)に4業種合同会議を開催予定
- ② 4業種は専門部会委員の推薦の準備を

(4) 第4回最賃対策委員会の開催

- ① 9月16日(火)or17日(水)AMを予定
- ② 連合北海道会議室
- ③ 特定(産業別)最賃の改定方針

(5) 地域最賃改定に伴う履行確保に向けた自治体要請行動

- ① 日時 10月～11月に実施
- ② 地域 全自治体